

中小製造業者に対する IoT 導入ハンズオン支援業務 提案説明書

1 業務名

中小製造業者に対する IoT 導入ハンズオン支援業務

2 業務の背景と目的

道内の中小製造業においては、人手不足が深刻化し、大きな課題となっている。

このような課題を受けて、本市では平成 31 年度から、工場における IoT を活用した業務改善や省力化を推進する「IoT 等生産性向上推進事業」を立ち上げ、対策を実施してきた。

その中で、中小製造業において IoT が生産性向上を図るうえで効果的な手段であることは認知されてきたが、未だ「検討プロセスがわからない」、「検討を支援してくれる人材が不足している」、「ノウハウが公開されておらず、身近な取組み事例がない」といった声が多く、導入にあたっての大きな障壁となっている。

そこで、本業務において、専門家チームをモデル企業に派遣し、IoT 導入へ向けた具体的な計画の策定をハンズオンで支援するほか、その取組過程や成果をモデルケースとしてその他企業へ広く周知していくことにより、IoT 導入にあたっての障壁を取り払い、中小製造業における生産性向上の取組みを拡大していくことを目指す。

3 業務内容

目的を達成するため、以下の(1)～(3)を行う。

最終的な委託業務の内容は、提出された企画提案書をもとに、市と協議して決定する。

(1) モデル企業の選定

さっぽろ連携中枢都市圏（札幌市、小樽市、岩見沢市、江別市、千歳市、恵庭市、北広島市、石狩市、当別町、新篠津村、南幌町、長沼町。以下、「圏域」という。）内で IoT 導入に取り組む企業（3 社以上）を市と協議のうえ選定すること（業種偏りがないよう考慮すること）。なお、本事業では、モデル企業の IoT 導入計画作成に係る一連の取組みの公開を前提としているため、取組み内容の公開を了承している企業であること。

(2) モデル企業に対する IoT 導入支援

- ・IT コーディネータや IT ベンダー等による支援チームを組成し、モデル企業各社を訪問（1 社 4 回程度）のうえ、IoT 導入プロセスの解説、各社の課題抽出、課題解決手段の提案、IoT 導入計画書作成等をハンズオンで支援する。
- ・次年度の本格導入を見据えて、当該業務では、導入試験（必要に応じて）及び IoT 導入計画作成をゴールとする。
- ・導入試験に係る経費（機器購入、配線工事等）が発生する場合、受託者の負担とすること。なお、導入試験については、市及びモデル企業と協議のうえ実施すること。

(3) 成果報告書の提出

- ・本業務におけるモデル企業への支援内容等をまとめた成果報告書を作成し、委託者に提出すること。

4 予算規模（契約限度額）

2,700,000円（消費税及び地方消費税（計10%）を含む。）

なお、契約は、提案内容を踏まえ、別途設定する予定価格の範囲内で行う。

5 企画提案を求める項目

(1) IoT導入支援の具体的内容

(2) 実施体制、スケジュール

ア 業務体制（人員体制を含む。）、業務の総括責任者及び各パートの責任者の役職及び実績を示すこと。

イ 本業務の業務スケジュールを示すこと。なお、受託者決定は10月上旬を予定している。

(3) モデル事例の想定

「IoT導入支援の内容」や「道内中小製造業への波及性」を確認するため、想定するモデル企業の業種、概要及び事業内容を示すこと。また、それらの企業に導入を検討できるIoTシステムの内容及びその費用感を示すこと。

(4) 積算

業務の実施に必要な経費の総額及び内訳を明らかにした見積もりを示すこと。なお、消費税等については、10%の税率を適用した場合の金額を示すこと。

6 委託業務実施の条件

(1) 応募者の要件

応募者は次の要件をすべて満たすものとする。

ア 札幌市内に本社又は営業所等の拠点を有する事業者であること。

イ 企画提案方式による応募を行う時点において、札幌市一般競争入札への参加資格を有すること。

ウ 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

エ 企画書の提出期限において、札幌市競争入札参加停止等措置要領の規定に基づく参加停止の措置を受けていないこと。

オ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団その他反社会的団体である者又はそれらの構成員が行う活動への関与が認められる者でないこと。

カ 本業務の履行に際しては、業務の管理及び統括を行う者1名（以下「業務管理者」という）の配置が可能であること。

キ 中小製造業へのカイゼン指導、生産性向上支援等、3に掲げる業務に類似した実績があること。

(2) 履行期間

契約締結日から令和3年（2021年）3月31日まで

7 企画書の提出

(1) 提出書類・提出数

ア 参加意向申出書（様式1）

イ 企画提案申込書（様式2）

ウ 企画提案者概要（様式3）

エ 企画書（「10 評価基準」の項目に沿って作成すること。）

オ 積算書（様式4）

- ・ア及びイは正本1部を提出すること。
- ・ウ～オは正本1部、副本7部及び電子データを提出すること。
- ・提出にあたっては、一式をクリップで留めることとし、ステープラーは使用しないこと。また、特別な製本も行わないこと。
- ・エに掲げる企画書の分量は、添付資料等を含めて、最大でA4版10ページまでとする（表紙はページ数に含まない）。
- ・オは積算根拠が分かるように記載すること。なお、本積算額は、企画書が選定された提出者との契約額を確約するものではない。

(2) 企画提案書及び参加意向申出書の提出方法・提出先・提出期限

- ・提出方法 郵送または持参による。
- ・提出先 〒060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目
札幌市国際経済戦略室ものづくり・健康医療産業担当課
担当：大久保・高橋
- ・提出期限（参加意向申出書）令和2年9月23日（水）17時00分【必着】
- ・提出期限（企画提案書） 令和2年9月30日（水）17時00分【必着】

8 質問及び回答方法

(1) 質問方法

質問がある場合は、所定の質問書（様式5）に質問の要旨を簡潔に記入し、札幌市経済観光局国際経済戦略室ものづくり・健康医療産業担当課宛に電子メールで送信すること。

メールのタイトルは、「中小製造業者に対するIoT導入ハンズオン支援業務質問書（事業者名）」とすること。

なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

電子メールアドレス：monodukuri@city.sapporo.jp

(2) 質問受付期限

令和2年9月16日（水）17時00分まで

(3) 回答方法

質問者には随時回答するとともに、企画提案を受ける上で広く周知するべきと判断されるものは、質問者の名を伏せてホームページで公表する。

9 企画書の選定方法

(1) 企画提案の審査

企画提案は、札幌市の関係職員及び外部有識者からなる『中小製造業者に対するIoT導入ハンズオン支援（モデル構築）業務』企画競争実施委員会において、「10 評価基準」に基づき、書類及び以下に掲げるプレゼンテーションにより総合的に審査する。

なお、応募者が10者を超える場合は、書類による審査を行い、プレゼンテーション審査の対象者を選考する。

(2) プレゼンテーション審査

令和2年10月上旬実施予定

- ・プレゼンテーションの出席者は、総括責任者を含む最大3名までとする。

- ・プレゼンテーションは、1者約15分（提案説明約8分、質疑応答約7分）を想定し、順次個別に行う。実施概要については、別途通知する。
- ・企画提案書を用いて説明すること。

(3) 審査結果の通知

審査の結果は、速やかに対象者全員に対し、文書により通知する。なお、参加者が1者であっても、選考委員会が定める最低基準を超えたときは、契約候補者として決定する。

(4) 契約の相手方について

本業務の委託は、審査によって選定された1者に対し、随意契約により行うことを原則とする。なお、選考された者との交渉が不調に終わった場合、選考委員会において次点とされた者と交渉する場合がある。

企画提案にあたっての虚偽の記載及び申告など、不正とみなされる行為を行った場合には、契約の相手方としない場合がある。また、企画提案の内容がそのまま契約となるものではない。具体的な契約内容及び委託金額は、選定後に札幌市との交渉を通して決定するものとする。

10 評価基準

- ・審査は次表に示す審査項目による総合点数方式とし、委員の評価の合計点数が高い順に契約候補者とする。なお、合計点数の満点の6割を最低基準点と定め、最低基準点に満たない場合は、契約候補者としない。
- ・合計点が同点の企画提案があるときは、委員会で協議の上、選定するものとする。
- ・提案者が1者であっても、最低基準点を超えたときは、契約候補者として選定する。

評価項目	審査基準	配点
1. 提案内容（計60点）		
① IoT導入支援の内容	・中小製造業の生産性向上に向けて、製造現場の課題発見及び課題解決に向けて想定するIoT導入手法等が適切であるか	20
② 道内中小製造業への波及性	・想定するモデル企業を支援し、取組みを公開することにより、道内中小製造業への波及効果が認められるか	20
③ 業務目的・企画提案全般	・本市の生産性向上支援の事業趣旨、本業務の目的を理解した提案であるか ・全体として、業務目的の達成に向けて効果が十分に期待できる企画提案となっているか	20
2. 業務執行能力（計40点）		
① 執行体制	・各スタッフの体制・役割分担など、業務を円滑に進められる体制であるか	10
② 実績	・企業の課題調査・IoT導入支援等の類似業務の実績があるか	20
③ 積算の考え方	・予算の配分、各経費の積算は適切であるか	10

11 企画提案の著作権等に関する事項

(1) 企画提案の著作権

- ア 企画提案の著作権は各提案者に帰属する。
- イ 実施委員会が本件プロポーザルの実施に必要と認めるときは、企画案を実施委員会が利用（必要な改編を含む）することを許諾するものとする。この場合は、あらかじめ提案者に通知するものとする。
- ウ 提案者は、実施委員会に対し、提案者が企画提案を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害するものではないことを保証するものとする。
- エ 企画提案の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、提案者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

(2) 成果物の著作権

- ア 受託者は委託者に対し、当該事業の実施に係る成果物（以下、「本著作物」という。）に関連する著作権（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）を、譲渡するものとする。
- イ 受託者は、成果物に関する著作者人格権を、委託者又は受託者が指定する第三者に対して行使しないものとする。
- ウ 受託者は、委託者に対し、受託者が本著作物を創作したこと及び第三者の著作権、著作者人格権及びその他特許権、商標権を含むいかなる知的財産権を侵害する者でないことを保証する。
- エ 本著作物の利用について、第三者から権利侵害の訴えその他の紛争が生じた時は、受託者は、自己の費用及び責任においてこれを解決するものとし、かつ、委託者に何らかの損害を与えたときは、その損害を賠償するものとする。

12 その他の留意事項

- (1) 企画提案に係る一切の費用は、企画提案者の負担とする。
- (2) 提出のあった企画提案書等は返却しない。
- (3) 提出された企画提案書の訂正、追加、再提出は認めない。
- (4) 同一の事業者からの複数の企画提案書の提出は認めない。
- (5) 提出した書類等は、札幌市情報公開条例（平成11年12月14日条例第41号）の規定により、公開する場合がある。

【問合せ先】

〒060-8611

札幌市中央区北1条西2丁目 札幌市役所本庁舎 15階北側

札幌市経済観光局国際経済戦略室ものづくり・健康医療産業担当課 大久保・高橋

TEL:011-211-2392 FAX:011-218-5130 Eメール: monodukuri@city.sapporo.jp